

福岡県公立高等学校PTA会連合会委員会規程

第1条（総則）

福岡県公立高等学校PTA連合会会則第10条に定める委員会の運営は、この規程による。

第2条（委員）

委員会の委員は会長が委嘱する。委員会には委員長1名、副委員長1名をおき委員の中から互とする。なお、委員は当分の間役員をもって充てる。

第3条（任務）

委員会は会長から諮問された事項、並びに関係機関からの付議事項の調査研究にあたり会長に答する。また、本会活動推進にかかわる重要事項について会長に提言することができる。

第4条（所掌事項）

委員会は主として次の事項の調査研究を行う。

1) 総務委員会

- (ア) 本会の会則・諸規程、会の運営に関する事
- (イ) 事業計画・報告・予算・負担金等に関する事
- (ウ) 他の委員会の所掌事項に属さない事

2) 健全育成委員会

- (ア) 高校生の健全育成事業及び活動に関する事
- (イ) 高校生の交通安全活動の推進に関する事
- (ウ) 社会教育関係事業に関する事
- (エ) その他、環境浄化に関する事

3) 進路対策委員会

- (ア) 高校生の進路（進学・就職）等に関する事
- (イ) 情報の収集・調査・研究に関する事
- (ウ) その他、高校生の進路対策等に関する事

4) 調査広報委員会

- (ア) 望ましい高校PTAの在り方に関する事
- (イ) 広報活動の推進強化に関する事
- (ウ) その他、必要な事項

第5条（会議）

委員会の議長は委員長とする。委員長に事故あるとき、または欠けたときは副委員長がその職を行う。

附 則 この規程は、平成5年6月10日から施行する。

平成21年6月5日 一部改正